

議第10号 王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

令和6年人事院勧告に基づく及び諸手当の改正

2. 改正内容

①業績手当の廃止（第4条関係）

②特定任期付職員の手当の拡充（第5条関係）

任期付職員に勤勉手当を支給するための規定を加え、一般職給与条例を読み替えて適用する期末手当、勤勉手当の支給月数を定める。

		6月期	12月期	合計
令和6年度 (支給済)	期末手当	1.70月	1.75月	3.45月
	勤勉手当	—	—	
令和7年度	期末手当	0.95月	0.95月	3.65月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	

議第10号

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年王滝村条例第12号)の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月10日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年王滝村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「、第30条、第31条及び第31条の2」を削り、同条第2項中「、及び第28条第1項」を「、第28条第1項及び第31条第1項第2号」に、「100分の127.5」を「100分の125.0」に、「100分の175.0」を「100分の95」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 王滝村一般職の職員の給与に関する条例(昭和40年王滝村条例第7号。次項において「一般職給与条例」という。)第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第8条、第11条、第20条、第22条、第23条、第24条、第24条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、<u>第28条第1項及び第31条第1項第2号の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定</u>と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 村長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号俸の決定、<u>第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 王滝村一般職の職員の給与に関する条例(昭和40年王滝村条例第7号。次項において「一般職給与条例」という。)第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第8条、第11条、<u>第3章、第3章の2</u>、第20条、第22条、第23条、第24条、第24条の2、<u>第30条、第31条及び第31条の2</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、<u>及び第28条第1項の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定</u>と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175.0</u>」とする。</p>